

五條市大塔総合案内センター（道の駅吉野路大塔）

テナント募集要項

五條市大塔総合案内センター（道の駅吉野路大塔）では、現在入居しているテナントの区画の返却に伴い、利用者の多様化する要望に対し、物販または小規模飲食店舗等を想定し、魅力ある施設運営を担っていただけるテナントを新たに募集します。

1. 施設概要

- (1) 名称 五條市大塔総合案内センター（道の駅吉野路大塔）
- (2) 所在 奈良県五條市大塔町阪本 2 2 5 番地の 6
- (3) 敷地等 敷地：8,004 m² 建物：464 m²
駐車場：大型車 3 台、普通車 15 台
- (4) 施設管理者 五條市

2. テナント募集施設

- (1) 観光物産店舗 売場面積 59.34 m²
- (2) レストラン・和室・厨房・食品庫
 - 客席面積 64.57 m²
 - 厨房面積 25.17 m²
 - 和室 32.01 m²
 - 食品庫 4.14 m²

3. 応募資格

- (1) 公租公課を完納していること。
- (2) 営業に際し必要な関係諸法令に基づく許可や免許を有していること。
- (3) 過去の営業において、法令違反し罰則等を受けたことがないこと。
- (4) 暴力団体関係組織、またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係者や組織構成員ではないこと。
- (5) 道の駅の設置目的を理解し、管理運営やイベント等に対し協力的であること。

4. 利用の条件等

- (1) 利用許可期間 1 日単位、最長 1 年間（運営に支障等その他特別な理由のない場合に限り更新あり）

- (2) 利用許可予定時期 令和8年4月以降
- (3) 賃料 (税込み)
 - 観光物産店舗 日額 2,000 円
 - レストラン・和室・厨房・食品庫 日額 4,000 円
- (4) 直接経費
 - ①ごみ処理費用・施設維持管理費用 (光熱水費は除く)
 - ②テナントスペースで使用する機器や什器、備品、店舗サイン等は、出店者の負担となります。(現在設置している市の備品はそのまま使用してもよい)
- (5) 保証金
 - 不要とします。ただし、利用許可期間終了時に原状回復の必要がある場合は、その費用を別途請求いたします。
- (6) その他
 - ①利用許可者の直営とし、賃借権等の第三者への譲渡は認めません。
 - ②営業形態の詳細については、五條市と協議のうえ決定していただきます。
 - ③出店者の責任に帰する事由により建物や内装、出店者所有以外の備品等を汚損、破損した場合には、出店側の負担により原状回復していただきます。
 - ④出店者の故意・過失を問わず店舗利用者に食中毒、不良品の販売等による損害を与えた場合は、出店者がその損害を賠償しなければなりません。
 - ⑤業務内容等が利用許可の内容と異なる場合は、利用許可を取り消し、30日分の賃料を負担していただきます。
 - ⑥その他本要綱に定めのない事項については、市及びテナント出店者との協議により定めることとします。

5. 応募方法

- (1) 応募書類
 - ①五條市大塔総合案内センター利用許可申請書 (様式第 11 号)
 - ※利用内容の欄には、業務内容・雇用形態・情報発信 (観光PR) の方法も記載してください。
 - ②登記簿謄本や直近の決算書 (法人の場合) 等、その他市が必要と認める書類
 - ③所得税または法人税及び市町村民税の納税証明書

(2) 応募期間

令和8年3月26日(木)～令和8年4月3日(金)

※応募者がいない場合は、再度募集します。

(3) 提出及びお問い合わせ先

〒637-8501

奈良県五條市岡口1丁目3番1号

五條市 産業環境部 産業観光課 観光振興係

TEL : 0747-22-4001 (内線 210) FAX : 0747-22-2202

e-mail : kanko@city.gojo.lg.jp

6. 選考方法

出店者の選定は、提出された書類を精査したうえで審査を行い、出店者を決定します。なお、審査及び選定の内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承下さい。